

深圳市财政局 深圳市人力资源和社会保障局 深圳市科技创新局 国家税务总局深圳市  
税务局关于印发《深圳市境外高端人才和紧缺人才 2023 纳税年度个人所得税财政补贴申  
报指南》的通知

「深セン市の高度外国人材および緊急必要外国人材に対する 2023 年の個人所得税財政  
補助金申請ガイドライン」の公布に関する深セン市財政局、深セン市人的資源・社会  
保障局、深セン市科技創新局および国家稅務總局深セン市稅務局の通知

深財法〔2024〕19 号

深財法〔2024〕19 号

各区人民政府，大鵬新区、深汕特別合作区管委會，前海管理局，各有关单位：  
各区人民政府、大鵬新区管理委員會、深セン・汕頭特別合作区管理委員會、前海管理局、  
各關係機關へ

根据《财政部 税务总局关于粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》（财税〔2019〕  
31 号）、《财政部 税务总局关于延续实施粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》（财  
税〔2023〕34 号）、《广东省财政厅 广东省科学技术厅 广东省人力资源和社会保障厅 国  
家税务总局广东省税务局关于进一步贯彻落实粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》（粤  
财税〔2023〕21 号）有关精神，结合实际，我们制定了《深圳市境外高端人才和紧缺人才 2023  
纳税年度个人所得税财政补贴申报指南》，现予印发，请遵照执行。

「広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策に関する財政部および稅務總局の通  
知」（财税〔2019〕31 号）、「広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策の継続実施  
に関する財政部および稅務總局の通知」（财税〔2023〕34 号）、「広東・香港・マカオ大  
湾区個人所得税優遇政策のさらなる徹底・具体化に関する広東省財政庁、広東省科学技術  
庁、広東省人的資源・社会保障庁、国家稅務總局広東省稅務局の通知」（粤财税〔2023〕

21号)の精神に基づき、実情に鑑み、「深セン市の高度外国人材および緊急必要外国人材に対する2023年の個人所得税財政補助金申請ガイドライン」を策定し、ここに公布する。これに従って実施すること。

深圳市財政局

深圳市人力资源和社会保障局

深圳市科技创新局

国家税务总局深圳市税务局

2024年5月14日

深セン市財政局

深セン市人的資源・社会保障局

深セン市科技創新局

国家稅務總局深セン市稅務局

2024年5月14日

### 深圳市境外高端人才和紧缺人才 2023 纳税年度个人所得税财政补贴申报指南

深セン市の高度外国人材および緊急必要外国人材に対する 2023 年の個人所得税財政補助金申請ガイドライン

根据《财政部 税务总局关于粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》(财税〔2019〕31号)、《财政部 税务总局关于延续实施粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》(财税〔2023〕34号)、《广东省财政厅 广东省科学技术厅 广东省人力资源和社会保障厅 国家税务总局广东省税务局关于进一步贯彻落实粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》(粤财税〔2023〕21号), 制定深圳市境外高端人才和紧缺人才 2023 纳税年度个人所得税财政补贴申报指南。

「広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策に関する財政部および稅務總局の通知」(财税〔2019〕31号)、「広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策の継続実施に関する財政部および稅務總局の通知」(财税〔2023〕34号)、「広東・香港・マカオ大湾区個人所得税優遇政策のさらなる徹底・具体化に関する広東省財政庁、広東省科学技術庁、広東省人的資源・社会保障庁、国家稅務總局広東省稅務局の通知」(粵财税〔2023〕

21号)に従って、「深セン市の高度外国人材および緊急必要外国人材に対する2023年の個人所得税財政補助金申請ガイドライン」を策定した。

## 一、申报人相关条件

### 一.申請者の関連条件

#### (一) 申报人身份条件

##### (一) 申請者の身分条件

申报人应当符合以下身份条件之一：

申請者は、以下の身分条件のいずれかを満たしていなければならない。

1. 香港、澳门永久性居民。以永久性港澳居民身份证和《港澳居民来往内地通行证》为准。

1. 香港、マカオの永住者。香港・マカオ永久性居民身分証、「港澳居民来往内地通行证」が必要となる。

2. 取得香港入境计划（优才、专业人士及企业家）的香港居民（不包括受养人）。以香港居民身份证、内地居民身份证和香港入境事务处签发的相关入境证件为准。

2. 香港の優秀人材、専門家、起業家向け入境制度の対象者となる香港居住者（扶養家族を除く）。香港居民身分証、内地居民身分証、香港入境事務が発行した関連入国書類が必要となる。

3. 台湾地区居民。以《台湾居民来往大陆通行证》为准。

3.台湾居住者。「台湾居民来往大陸通行証」が必要となる。

4. 外国国籍人士。以护照和有效签证证件或外国人永久居留身份证为准。

4.外国人パスポート・有効なビザ、もしくは外国人永久居留身分証が必要となる。

5. 取得国外长期居留权的留学回国人员。以中国护照、内地居民身份证、国外长期或永久居留凭证和教育部留学服务中心认证的国外学历学位认证书为准。必要时，需提供住在国中国使领馆出具的长期或永久居留权公证书、认证书或住在国驻华使领馆出具的公证书和住在国居留记录作为补充文件。

5.海外の長期在留資格を取得した留学帰国者。中国のパスポート、内地居民身分証、海外の長期在留または永住証明書、教育部留学サービスセンターが認証した海外の学歴・学位証明書が必要となる。必要に応じて、居住国の中国大使館または領事館が発行した長期在留または永住権の公正証書、認証書、もしくは居住国の在中国大使館または領事館が発行した公正証書および居住国での居住記録を補足書類として提出しなければならない。

6. 海外华侨。以中国护照、内地居民身份证、国外居留凭证和出入境记录为准。必要时，需提供住在国中国使领馆出具的居留权公证书、认证书或住在国驻华使领馆出具的公证书和住在国居留记录作为补充文件。

6.海外華僑。中国のパスポート、内地居民身分証、海外の居住証明書、出入国記録が必要となる。必要に応じて、居住国の中国大使館または領事館が発行した居住権の公正証書、認証書、もしくは居住国の在中国大使館または領事館が発行した公正証書および居住国での居住記録を補足書類として提出しなければならない。

以上身份证明材料有效期需在纳税年度有效。

上記の本人確認書類は、該当する課税年度に有効なものでなければならない。

(二) 申报人工作条件

(二) 申請者の勤務条件

1. 申报人在深圳市工作，且符合以下条件之一：

1.申請者は、深セン市に勤務し、以下の条件のいずれかを満たしていなければならない。  
い。

(1) 与深圳市用人单位签订了劳动（聘用）合同。

(2) 由境外雇主派遣，境外雇主与深圳市接收单位签订了派遣合同。

(3) 提供独立个人劳务，并与深圳市纳税单位签订了劳务合同。

(1) 深セン市の企業と労働・派遣契約を締結していること。

(2) 深セン市の受入企業と派遣契約を締結した海外の雇用主から派遣されていること。

(3) 独立開業し、深セン市の納税者と労働契約を締結していること。

2. 在深圳市工作，并在深圳市依法缴纳个人所得税，纳税年度内在深圳市工作累计满 90 天以上（不含 90 天）。

2.深セン市に勤務し、法律に従って深セン市で個人所得税を納付し、課税年度に深セン市での勤務日数が 90 日を超えていること（90 日を含まない）。

3. 申报人工作单位发生变更的，且申请享受境外高端紧缺人才个人所得税财政补贴的纳税年度在符合申报条件的单位工作天数满 90 天的，可通过该单位申报，该单位应予以配合。

3.申請者の勤務先に変更があり、かつ、高度外国人材および緊急必要外国人材に対する個人所得税財政補助金を申請する課税年度において、申請条件を満たした勤務先で90日以上勤務している場合、当該勤務先を通じて申請することができ、当該勤務先は申請者に協力すること。

(三) 申报人资格条件

(三) 申請者の資格条件

1. 境外高端人才

1. 高度外国人材

符合下列条件之一，且在我市科技创新、重点发展产业或哲学社会科学领域工作的人才。

以下の条件のいずれかを満たし、深セン市の科学技術イノベーション、重点発展産業、または哲学・社会科学分野の業務に従事する人材。

(1) 国家、省、市重大人才工程入选者。

(2) 国家、省、市认定的境外高层次人才。

(3) 持有广东省“人才优粤卡”的人才。

(4) 持有深圳市“鹏城优才卡”的人才。

(5) 持有A类《外国人来华工作许可证》的人才（以“平均工资收入不低于深圳上年度社会平均工资收入6倍”认定标准申请取得A类《外国人来华工作许可证》的除外）。

(6) 持有《外国高端人才确认函》《广东省外籍高层次人才确认函》或《广东省港澳台高层次人才确认函》的人才。

(1) 国家、省、市の重点人材プロジェクトに選ばれた人材。

(2) 国家、省、市が認定した高度外国人材。

(3) 広東省の「人材優粤カード」を取得した人材。

(4) 深セン市の「鹏城優材カード」を取得した人材。

(5) 「外国人就労許可証」(A類)を所持する人材(ただし、A類であっても、「平均給与所得が前年度の深セン市社会平均給与所得の6倍以上」という認定基準で取得した人材は除く)。

(6) 「高度外国人材確認書」、「広東省高度外国人材確認書」、または「広東省香港、マカオ、台湾高度外国人材確認書」を所持する人材。

以上条款以国家、省、市政府部门核发的证书或相关认定文件为准，相关证书有效期不作为申请限制条件(被撤销的除外)。

上記の規定に関しては、国、省、市政府部門が発行した証明書または関連認定書類を取得していなければならない。なお、申請の際に、関連証明書の有効期限は適用除外とする(取り消されたものを除く)。

**相关领域指：**

対象となる分野：

### **(1) 科技创新领域**

- ① 国家级、省级或市级重大创新平台。
- ② 高等院校、科研机构、医疗机构、公共卫生机构。
- ③ 高新技术企业、“专精特新”企业、制造业单项冠军企业。

#### **(1) 科学技术イノベーション分野**

- ① 国家、省、市レベルの重要イノベーションプラットフォーム。
- ② 高等教育機関、科学研究機関、医療機関、公共衛生機関。
- ③ ハイテク企業、「专精特新」企業、製造業単項チャンピオン企業。

### **(2) 重点发展产业**

- ① 战略性新兴产业、未来产业。
- ② 现代服务业。

## **(2) 重要發展産業**

- ①戰略的新興産業、未來産業。
- ②現代サービス業。

## **(3) 哲学社会科学領域**

哲学社会科学研究机构、党校行政学院、党政部门所属研究机构。

### **(3) 哲学・社会科学分野**

哲学・社会科学研究機関、党学校・行政学院、党・政府部門所属の研究機関。

## **2. 境外紧缺人才**

### **2. 緊急必要外国人材**

在我市科技创新、重点发展产业或哲学社会科学领域工作的境外科研人才、技术技能骨干和高级管理人才。

深セン市の科学技術イノベーション、重点發展産業、または哲学・社会科学分野の業務に従事する海外の科学研究人材、中堅の技術・技能人材、上級管理人材。

## **(1) 科技创新領域**

### **(1) 科学技術イノベーション分野**

①国家级、省级或市级重大创新平台的科研、工程及运维团队成员。

②高等院校、科研机构、医疗机构、公共卫生机构中的科研技术团队成员或承担市级以上在研重大纵向课题的团队成員，市级以上重点学科、重点专科等带头人，以及医疗卫生技术技能骨干。

③高新技术企业、“专精特新”企业、制造业单项冠军企业的科研团队成员、技术技能骨干和高级管理人员。

①国家、省、市レベルの重要イノベーションプラットフォームの科学研究、エンジニアリング、運用・保守チームのメンバー。

②高等教育機関、科学研究機関、医療機関、公共衛生機関の科学研究・技術チームのメンバー、もしくは市レベル以上の進行中の重要垂直統合型プロジェクトのチームメンバー、市レベル以上の重点学科・重点専門分野のリーダー、中堅の医療・衛生技術・技能人材。

③ハイテク企業、「专精特新」企業、製造業単項チャンピオン企業の科学研究チームのメンバー、中堅の技術・技能人材、上級管理人材。

## **(2) 重点发展产业**

### **(2) 重要發展産業**

①战略性新兴产业、未来产业中的科研团队成员、技术技能骨干和高级管理人员。

②现代服务业中的科研团队成员、技术技能骨干和高级管理人员。

①戦略的新興産業、未来産業の科学研究チームのメンバー、中堅の技術・技能人材、上級管理人材。

②現代サービス業の科学研究チームのメンバー、中堅の技術・技能人材、上級管理人材。

## **(3) 哲学社会科学领域**

高等院校、哲学社会科学研究机构、党校行政学院、党政部门所属研究机构中从事哲学社会科学研究或教学的人员。

### (3) 哲学・社会科学分野

高等教育機関、哲学・社会科学研究機関、党学校・行政学院、党・政府部門所属の研究機関で哲学・社会科学の研究または教育に従事する者。

#### (四) 申报人納税条件

##### (四) 申請者の納税条件

1. 在深圳市依法納税，且在深圳市已納稅額大于測算稅額（詳見“個人所得稅補貼計算方法”）。

2. 須授權同意受理機關向稅務部門查詢納稅信息。

1. 法律に従って深セン市で納税し、深セン市での納税額が計算納税額を上回っていること（詳細は「個人所得稅補助金の計算方法」を参照）。

2. 受理機關が稅務部門で納稅情報を調べることを許可しなければならない。

#### (五) 申报人其他条件

##### (五) 申請者のその他条件

1. 遵守法律法規、科研倫理和科研誠信。至受理機關受理之日，不得有以下情形之一：

1. 法令、研究倫理、研究における誠実さを遵守すること。受理機關による受理日まで、以下のいずれの状況に該当してはならない。

(1) 近5年内存在重大稅收違法案件信息記錄，虛報、冒領、騙取、挪用財政資金記錄，違反科研倫理、科研誠信等不誠信行為記錄，或對申報單位上述行為記錄負有直接或主要責任的。

(2) 在境内因犯罪受到刑事处罚，或涉嫌犯罪正在接受司法调查尚未做出明确结论的。

(3) 被列为失信被执行人，或对申报单位被列为严重失信主体负有直接或主要责任的。

(1) 過去5年間において、重大な税法違反に関する記録、財政資金の虚偽申請、横領、詐取、流用に関する記録、研究倫理、研究における誠実さの違反など不正行為に関する記録がある場合、もしくは申請単位の上記の行為に関する記録に対して、直接または主として責任がある場合。

(2) 中国本土で罪を犯し刑事罰を受けた場合、もしくは犯罪の嫌疑をかけられ司法捜査中で、まだ判決が下されていない場合。

(3) 失信被執行人リストに登録されている場合、もしくは申請単位が嚴重失信主体リストに登録されたことに対して、直接または主として責任がある場合。

2. 申报人于2023年领取过深圳市、各区高层次人才奖励补贴、“鹏城孔雀计划”特聘岗位奖励等人才奖励或补贴，实际补贴额需扣减2023年已发放的人才奖励或补贴金额。

2.申請者が2023年に深セン市、各区の高度人材に対する奨励金や補助金、「鵬城孔雀プログラム」による特別ポスト賞などの人材奨励金や補助金を受領している場合、本来の補助金から2023年に支給済みの人材奨励金や補助金の額を差し引いた金額で補助金を支給する。

3. 申报人同时符合粤港澳大湾区境外高端人才和紧缺人才个人所得税优惠和前海、河套香港居民个人所得税优惠条件的，可自行选择享受其中一项优惠，不得同时享受两项优惠。

3.申請者が広東・香港・マカオ大湾区の高度外国人材および緊急必要外国人材に対する個人所得税優遇政策と、前海・河套の香港居住者に対する個人所得税優遇政策の対象となる場合、いずれかの優遇政策を自ら選択して享受することができ、2つの優遇政策を同時に享受することはできない。

## 二、申报单位相关条件

### 二.申請单位の関連条件

#### (一) 申报单位基本条件

#### (一) 申請单位の基本条件

##### 1. 在深圳市依法注册的企业、机构。

1.法律に従って深セン市に登録された企業・機関であること。

##### 2. 遵守法律法规。至受理机关受理之日，不得有以下情形之一：

2.法令を遵守すること。受理機関による受理日まで、以下のいずれの状況に該当してはならない。

(1) 近5年内存在重大税收违法记录。

(2) 在经营异常名录内的。

(3) 经查询深圳市公共信用平台，被列入严重失信主体名单的。

(1) 過去5年間において、重大な税法違反に関する記録がある場合。

(2) 経営異常名簿に登録されている場合。

(3) 深セン市公共信用プラットフォームで調べた結果、嚴重失信主体リストに登録されている場合。

#### (二) 申报单位其他条件

申报单位应当符合本申报指南第六条“相关名词释义”所述条件，且相关资质条件在对  
应纳税年度内有效。

## （二）申請単位のその他条件

申請単位は、本申請ガイドラインの第六条「関連用語の定義」に記載されている条件  
を満たし、該当する課税年度において関連資格が有効でなければならない。

## 三、个人所得税补贴计算方法

### 三.个人所得税補助金の計算方法

（一）在纳税年度内，申报人在深圳市已纳税额减去测算税额，即为申报人可申请的个  
人所得税补贴额，该补贴免征个人所得税。

（一）課税年度において、申請者の深セン市での納税額から計算納税額を差し引いた  
金額が、申請者が申請できる個人所得税補助金となる。なお、この補助金は個人所得税が  
免除される。

1. “已纳税额”是指下列所得按照《中华人民共和国个人所得税法》规定在深圳市已缴  
纳的个人所得税额：（1）工资、薪金所得；（2）劳务报酬所得；（3）稿酬所得；（4）特  
许权使用费所得；（5）经营所得；（6）入选人才工程或人才项目获得的补贴性所得。

1. 「納税額」とは、「中華人民共和國個人所得稅法」に従い、以下の所得について深  
セン市で納付した個人所得税の金額を指す。（1）給与・賃金所得、（2）労務報酬所得、  
（3）原稿執筆料所得、（4）特許権使用料所得、（5）経営所得、（6）人材プログラムま  
たは人材プロジェクトから受領した補助金。

2. 根据税法规定应办理汇算清缴的，其个人所得税已纳税额应以次年办理汇算清缴并补退税后的全年实际缴纳税额为准。根据税法规定无须办理汇算清缴的，其个人所得税已纳税额应以补退税后的全年实际缴纳税额为准。

2. 税法上、確定申告（「汇算清缴」）をする必要がある場合、個人所得税の納税額は、翌年に確定申告をし、過不足の場合は納付を、過大納付の場合は還付をした後の1年間の実際の納税額に基づいて計算される。税法上、確定申告をする必要がない場合、個人所得税の納税額は、過不足の場合は納付を、過大納付の場合は還付をした後の1年間の実際の納税額に基づいて計算される。

3. “测算税额”是指申报人在深圳市的个人所得按照香港税法测算的应纳税额。2023年纳税年度测算税额按标准税率法测算，即测算税额＝申报人应纳税所得额×15%。

3. 「計算納税額」とは、香港の税法に従って計算された申請者の深セン市における個人所得税の課税額を指す。2023 課税年度の計算納税額は、標準税率方式、すなわち「計算納税額＝申請者の課税所得金額×15%」により計算される。

在纳税年度内，申报人因身份发生变化而符合享受政策的身份条件规定的，自身份变化次月起，享受财政补贴，补贴金额按享受时段占全年比例折算。在纳税年度内，申报人因身份发生变化不再符合享受政策的身份条件规定的，自身份变化次月起，不再享受财政补贴，补贴金额按享受时段占全年比例折算。

課税年度において、申請者が身分変更により優遇政策の対象となった場合、身分変更の翌月から財政補助金を受領できるようになり、補助金の額は、受領可能期間が1年に占める割合に応じて計算される。課税年度において、申請者が身分変更により優遇政策の対象外となった場合、身分変更の翌月から財政補助金を受領できなくなり、補助金の額は、受領可能期間が1年に占める割合に応じて計算される。

(二) 个人所得税补贴额根据个人所得项目，按照分项计算（综合所得进行综合计算）、合并补贴的方式进行。

(二) 个人所得税補助金の額は、個人所得の項目に応じて項目別で計算され（総合所得に基づく総合計算）、補助金は一括支給される。

(三) 个人所得税补贴额最高为 500 万元。

(三) 个人所得税補助金の上限は 500 万元とする。

#### 四、申报审核程序

##### 四.申請・審査の流れ

(一) 个人申请

(一) 個人による申請

申报人、申报单位在广东省统一身份认证平台（地址：<http://tyrz.gd.gov.cn/>）注册用户，个人用户需进行实名验证。

申請者、申請単位は、広東省統一身分認証プラットフォーム(リンク：<http://tyrz.gd.gov.cn/>)で登録し、個人ユーザーは実名認証を行う。

申报人于 2024 年 5 月 15 日至 2024 年 6 月 15 日期间在广东省政务服务网(地址：<https://www.gdzwfw.gov.cn/>)搜索“深圳市境外高端人才和紧缺人才个人所得税财政补贴”，提出补贴申请，提交相关证明材料，作出书面承诺，并提交工作单位审核。

申請者は、2024年5月15日から2024年6月15日までの間に、広東省政務サービスサイト（リンク：<https://www.gdzwfw.gov.cn/>）で「深セン市の高度外国人材および緊急必要外国人材に対する個人所得税財政補助金」を検索し、補助金申請を行って関連資料を提出し、誓約書を作成し、勤務先に提出して審査を受ける。

## （二）単位申报

### （二）単位による申請

申报单位对申报人的申报信息及材料进行审核并作出书面说明、承诺后，于2024年6月15日前在申报系统提交申请。

申請単位は、申請者が提出した情報および資料を審査し、書面による説明および誓約を行った後、2024年6月15日までに申請システムで申請書を提出する。

申报人以个人劳务申报的，无需通过单位申报（已纳税额中包含工资、薪金所得的，须通过单位申报）。

申請者が個人労務によって申請する場合、単位経由で申請しなくても良い（ただし、納税額に給与・賃金所得が含まれる場合、単位経由で申請しなければならない）。

## （三）窗口受理

受理机关自收到申请之日起5个工作日内作出受理或不予受理的决定，对于申报材料不齐的应当告知申报人或申报单位补正。申报人应当在7个工作日内补正材料，逾期不补正的，受理机关不予受理并告知申报人或申报单位。符合容缺受理条件的，按照容缺受理的相关规定执行。

### （三）窓口での受理

受理機関は、申請を受理した日から5営業日以内に受理または不受理の決定を行い、申請資料に不備がある場合、申請者または申請単位に補正するよう通知する。申請者は7営業日以内に補正しなければならず、期限を過ぎても補正しなかった場合、受理機関は申請を受理せず、申請者または申請単位に通知する。「容缺受理」（提出書類に不備がある場合、期限内補正を保障する書面承諾を得て、先行して受理し、手続きを進めること）の条件を満たした場合、関連規定に従って実施する。

#### （四）初歩审核

受理机关受理后作出初步审核意见。情况复杂需要延长的，应当告知申报人或申报单位。初步审核未通过的，退回并告知申报单位或申报人。

#### （四）予備審査

受理機関が受理した後、予備審査の意見を出す。状況が複雑で延長が必要な場合、申請者または申請単位に通知しなければならない。予備審査で不合格となった場合、資料を返却し、申請者または申請単位に通知する。

#### （五）集中审核

集中审核部门对初审结果开展集中审核，复核申报数据，提出享受优惠政策补贴的高端人才名单和紧缺人才名单，并按程序报批。

#### （五）集中審査

集中審査部門は、予備審査の結果を集中審査し、申請資料を再審査し、優遇政策補助金の受領対象となる高度人材リストおよび緊急必要人材リストを作成し、所定の手続きに従って上級機関に報告し、承認を求める。

#### （六）補貼核算

## （六）補助金の算定

集中审核通过后，受理机关应告知申请人 5 个工作日内登录申报系统获取年度纳税数据予以确认，并提交至受理机关进行补贴核算。

集中審査合格後、受理機関は申請者に対し、5 営業日以内に申請システムにログインし、年間納税データを取得して確認し、補助金算定のために受理機関に提出するよう通知しなければならない。

申报人可预先登录自然人电子税务局 WEB 端（<https://etax.chinatax.gov.cn/>），通过“特色应用”——“人才补贴（奖励）个税数据”查询页面，按年度查询纳税数据并授权发送至受理机关。

申請者は、事前に自然人電子税務局の WEB ページ（<https://etax.chinatax.gov.cn/>）にログインし、「特色应用（特別機能）」-「人才补贴（奖励）个税数据（人材補助金（奨励金）申請用の個人税務データ」の検索ページから、年度別の納税データを検索し、受理機関への送信を許可することができる。

申报人身份信息应与申报缴纳个人所得税时所使用的身份信息保持一致。申报人使用多个不同身份证明登记纳税的，须在税务部门进行税务并档后申报，并提交其他身份证明文件。

申請者の身分情報は、個人所得税の申告・納付の際に使用された身分情報と一致していなければならない。申請者が複数の異なる身分証明書を使用して納税した場合、税務部門で税務統合後に申請を行い、他の身分証明書を提出しなければならない。

申报人对应纳税所得额、已纳税额有异议的，可联系辖区税务部门进行确认；申报人对补贴估算金额有异议的，可联系辖区人力资源部门进行确认。

申請者は、課税所得金額や納税額に異議がある場合、所轄の税務部門に連絡して確認することができ、補助金の試算金額に異議がある場合、所轄の人的資源部門に連絡して確認することができる。

列入拟发放补贴名单，受理机关核算补贴金额，经核算的补贴金额与申请补贴金额不一致的，应当及时告知申报人。

補助金支給対象者リストに基づき、受理機関が補助金の額を算定し、算定された補助金の額が申請した金額と一致しない場合は、申請者に適時に通知しなければならない。

#### （七）异议处理

##### （七）異議申し立て

申报人对初步审核意见有异议的，应当在被告知之日起 7 日内提出申诉，逾期不再受理，受理机关应当在 15 日内复核，并告知申报人复核结果。

申請者は、予備審査の意見に異議がある場合、通知を受けた日から 7 日以内に異議申し立てをしなければならず、期限が過ぎた後、異議申し立ては受理されない。受理機関は 15 日以内に再審査を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。

申报人对补贴金额有异议的，应当在被告知之日起 15 日内，向受理机关提交补贴金额重新核算申请，受理机关应当在 60 日内完成核算。核算后有差额的，应予以修改后告知申报人。申报人在被告知之日起 15 日内未对补贴金额再次提出异议的，受理机关按流程发放补贴。

申請者は、補助金の額に異議がある場合、通知を受けた日から 15 日以内に補助金の額の再算定を受理機関に申請しなければならず、受理機関は 60 日以内に再算定を完了しなければならない。再算定の結果、金額に差異がある場合は、修正して申請者に通知しなければ

ばならない。申請者が、通知を受けた日から 15 日以内に補助金の額について再度異議を申し立てなかった場合、受理機関は所定の手続きに従って補助金を支給する。

#### （八）补贴发放

受理机关对照发放名单和核算补贴金额，通过财政国库集中支付系统将资金直接拨付至申报人指定的金融社保卡账户或其他个人银行账户。

#### （八）補助金の支給

受理機関は、支給対象者リストおよび算定された補助金の額に基づき、財政国庫集中支払システムを利用し、申請者の指定した金融機能付き社会保障カードの口座またはその他の個人口座に振り込む。

### 五、其他事项

#### 五.その他

（一）补贴业务由各区（含大鹏新区、深汕特别合作区）、前海合作区财政、人力资源、税务等部门按职能负责。其中，各区人力资源部门负责业务的受理、初审和发放工作；各区税务部门负责税务数据的核实工作；各区财政部门配合做好补贴发放工作。

（一）補助金業務は、各区（大鵬新区、深セン・汕頭特別合作区を含む）、前海合作区の財政、人的資源、税務などの部門がそれぞれの役割に応じて担当する。そのうち、各区の人的資源部門は業務の受理、予備審査、支給を担当し、各区の税務部門は税務データの確認を担当し、各区の財政部門は補助金の支給を担当する。

(二) 补贴业务实行信用承诺制申报，申报人、申报单位对填报信息的真实性、准确性、完整性负责。对于申报人、申报单位所作出的书面承诺，受理机关有权进行信用监管和事后稽核，申报人、申报单位应配合提供相应证明材料。

(二) 補助金の申請において、信用承諾制を実施し、申請者および申請単位は、記入事項の真実性、正確性および完全性について責任を負う。申請者および申請単位が作成した誓約書について、受理機関は信用監督管理および提出後の検査を行う権利を有し、申請者および申請単位は受理機関に協力し、対応する裏付け資料を提供しなければならない。

(三) 根据《深圳经济特区人才工作条例》，如查实申报人存在弄虚作假行为的，将取消其申请资格，并自取消之日起5年内不得再次提出个人所得税补贴申报；对已经取得个人所得税补贴的，由补贴发放部门对补贴资金及利息予以追缴；涉嫌犯罪的，移交司法机关依法处理。申报单位存在弄虚作假行为的，参照上述方式处理。

(三) 「深セン経済特区人材工作条例」に従い、申請者が不正行為を行ったことが判明した場合、その申請資格は取り消され、取り消された日から5年以内に再度個人所得税補助金を申請することはできない。すでに個人所得税補助金を受領している場合、補助金支給部門は補助金および利息を回収し、犯罪を犯した疑いがある場合、司法機関に移送し、法的処置を講じる。申請単位が不正行為を行った場合、上記の方法で対処する。

(四) 本申报指南自2024年5月15日起实施，有效期1年，2023纳税年度境外高端人才和紧缺人才个人所得税财政补贴申请、审核、发放，按照本申报指南执行。

(四) 本申請ガイドラインは2024年5月15日より実施し、有効期間は1年間とする。2023課税年度において、高度外国人材および緊急必要外国人材に対する個人所得税財政補助金の申請、審査および支給は、本申請ガイドラインに従って行われる。

## 六、相关名词释义

### 六.関連用語の定義

(一) 重大创新平台：指国家、省、市发展改革、科技创新、工业和信息化等部门认定的重点实验室、工程实验室、工程研究中心、工程技术研究中心、企业技术中心、制造业创新中心、工业设计中心、生产性公共服务平台、公共服务平台、重大科技基础设施、前沿交叉研究平台、产业创新中心等平台。

(一) 重要イノベーションプラットフォームとは、国家、省、市レベルの発展・改革、科学技術イノベーション、工業情報化などの部門の認定を受けた重点実験室、工程実験室、工程研究センター、工程技术研究センター、企業技術センター、製造業イノベーションセンター、工業設計センター、生産性公共サービスプラットフォーム、公共サービスプラットフォーム、重要科学技術インフラ、先端交差研究プラットフォーム、産業イノベーションセンターなどのプラットフォームを指す。

(二) 高等院校：指依据《中华人民共和国高等教育法》规定，由国务院教育行政部门审批、备案设立的高等学校和其他高等教育机构。

(二) 高等教育機関とは、「中華人民共和国高等教育法」の規定に従い、国務院教育行政部門によって承認・登録され、設立された高等教育学校およびその他高等教育機関を指す。

(三) 科研机构：指依据《中华人民共和国科学技术进步法》规定，由国家、省、市、区机构编制部门批准的利用财政性资金设立的事业单位性质的科学技术研究开发机构，及依据《科技类民办非企业单位登记审查与管理暂行办法》由民政部门登记的科技类民办非企业单位。

(三) 科学研究機関とは、「中華人民共和国科学技術進歩法」の規定に従い、国家、省、市、区の機関編制部門の批准を経て、財政資金をもとに、事業単位として設立された科学技術の研究開発機関、および「科学技術類民間非企業単位登記審査および管理暫定弁法」に従い、民政部門に登録された科学技術類の民間非企業機関。

(四) 医疗机构：指依据《深圳市医疗机构执业登记办法》的规定，由深圳市、各区卫生健康主管部门登记取得《医疗机构执业许可证》的具有独立法人资格的机构。

(四) 医療機関とは、「深セン市医療機関開業登記弁法」の規定に従い、深セン市、各区の衛生健康管理部門に登録され、「医療機関開業許可証」を取得した独立した法人格を持つ機関を指す。

(五) 公共卫生机构：指深圳市、各区卫生行政部门所属具有独立法人资格的公共卫生机构。

(五) 公共衛生機関とは、深セン市、各区の衛生行政部門に属し、独立した法人格を持つ公共衛生機関を指す。

(六) 重大纵向课题：指国家各部委、广东省和深圳市各行政主管部门批准下达的，属重点、重大、国际合作的项目课题。

(六) 重要垂直統合型プロジェクトとは、国家の各部門・委員会、広東省、深セン市の各行政部門によって承認された重点、重要、国際協力のプロジェクトを指す。

(七) 高新技术企业：指依据科技部、财政部、国家税务总局印发的《高新技术企业认定管理办法》和《高新技术企业认定管理工作指引》等规定，经深圳市高新技术企业认定管理机构认定，并经全国高新技术企业认定管理机构办公室备案，且高新技术企业证书在有效期内的企业。

(七) ハイテク企業とは、科学技術部、財政部、国家税務総局が公布した「ハイテク企業認定管理弁法」、「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」の規定に従い、深セン

市ハイテク企業認定管理機関の認定を受け、全国ハイテク企業認定管理機関弁公室に登録され、ハイテク企業認定書が有効期限内である企業を指す。

(八) “专精特新”企业：指国家、广东省、深圳市工业和信息化部门认定的专精特新“小巨人”或“专精特新”中小企业。

(八) 「专精特新」企業とは、国家、広東省、深セン市の工業情報化部門の認定を受けた、専門性、精巧性、特徴性、新規性を持つ「小さな巨人」または中小企業を指す。

(九) 制造业单项冠军企业：指长期专注于制造业某些特定细分产品市场，生产技术或工艺国际领先，单项产品市场占有率位居全球前列的企业。

(九) 製造業単項チャンピオン企業とは、長期にわたり、製造業の特定の細分化された製品市場に注力し、生産技術や工程が世界をリードし、単一の製品市場で世界シェア1位を獲得した企業を指す。

(十) 战略性新兴产业：指网络与通信、半导体与集成电路、超高清视频显示、智能终端、智能传感器、软件与信息服务、人工智能、数字创意、现代时尚、高端装备与仪器、低空经济与空天、机器人、新能源、安全节能环保、智能网联汽车、高性能材料、生物医药、高端医疗器械、大健康、海洋产业等。

(十) 戦略的新興産業とは、ネットワーク・通信、半導体・集積回路、超高精細映像ディスプレイ、スマートデバイス、スマートセンサー、ソフトウェア・情報サービス、人工知能、デジタル・クリエイティビティ、現代ファッション、ハイエンド機器・器具、低高度経済・航空宇宙、ロボット工学、新エネルギー、安全・省エネ・環境保全、インテリジェント・コネクテッドカー、高性能材料、バイオ医薬品、ハイエンド医療機器、大健康、海洋産業を指す。

(十一) 未来产业：指合成生物、光载信息、智能机器人、细胞与基因、脑科学与脑机工程、深地深海、量子信息、前沿新材料等。

（十一）未来産業とは、合成生物学、光ファイバ無線技術、スマートロボット、細胞・遺伝子、脳科学・ブレインマシンインターフェイス、地球深部・深海、量子情報、先端材料を指す。

（十二）現代服务业：指研发与设计服务、科技成果转化服务、知识产权服务、法律服务、检验检测认证标准计量服务、生产性专业技术服务、信息传输服务、信息技术服务、电子商务支持服务、金融服务、现代物流服务、会计服务、资产评估服务、现代教育服务、人力资源服务、信用服务、涉税服务等。

（十二）現代サービス業とは、研究開発・設計サービス、科学技術成果転換サービス、知的財産サービス、法律サービス、試験・検査・認証基準・計量サービス、生産的専門技術サービス、情報伝送サービス、情報技術サービス、電子商取引支援サービス、金融サービス、現代物流サービス、会計サービス、資産評価サービス、現代教育サービス、人事サービス、信用サービス、税務関連サービスを指す。

（十三）“取得国外长期居留权的留学回国人员”：指在国（境）外正规高等院校和科研机构学习、学术访问或从事博士后科研工作不少于 12 个月，且取得国外长期（5 年及以上）或永久居留权、未自愿加入或取得外国国籍的回国工作的中国公民。

（十三）海外の長期在留資格を取得した留学帰国者とは、中国本土以外の正規の高等教育機関および科学研究機関において、12 か月以上就学、学術訪問、または博士号取得後の科学研究業務に従事し、海外の長期在留（5 年以上）または永住権を取得しているが、自らの意思で帰化を申請したり外国籍を取得したりせず、帰国して勤務する中国公民を指す。

（十四）“海外华侨”：指已取得住在国长期（5 年及以上）或永久居留权，并曾在住在国连续居留满两年，两年内累计居留不少于 18 个月，或尚未取得住在国长期或永久居留权，但已取得住在国连续 5 年以上（含 5 年）合法居留资格，5 年内在住在国累计居留不少于 30

个月的中国公民。出国留学（包括公派和自费）在外学习期间，或因公务出国（包括外派劳务人员）在外工作期间，均不视为华侨。

（十四）海外華僑とは、居住国での長期在留（5年以上）または永住権を取得し、過去に2年連続で居住国に居住したことがあり、2年間の累計滞在期間が18か月以上の中国公民、もしくは居住国での長期在留または永住権をまだ取得していないが、居住国で連続5年以上の合法的な在留資格を取得し、5年間の居住国での累計滞在期間が30か月以上の中国公民を指す。留学（国費・私費に関わらず）期間中、海外で就労している（海外派遣労働者を含む）期間中は、華僑とはみなされない。

（十五）“个人劳务”：是指以独立的个人身份在科技创新、重点发展产业、哲学社会科学领域合法提供劳动服务。

（十五）個人勞務とは、科学技術イノベーション、重点発展産業、哲学・社会科学分野において、独立した個人の立場で労働サービスを合法的に提供することを指す。